

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第11回 平成21年 2月 9日開催 午後7時から午後9時 職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 佐原委員

事務局等 寺尾、徳永、武藤、中山、林、山岸、三浦

傍聴者 1名

配布資料

- ・第8回運営会次第
- ・第12回検討連絡会議次第及び資料
- ・自治基本条例の区民検討会議の項目構成(運営会案)の検討状況について
- ・各班のまとめ比較表(第8回まで)
- ・各班の項目比較表(第8回まで)
- ・各班共通項目比較表(第8回)
- ・新宿区自治基本条例の区民検討会議の項目構成(運営会案)
- ・第10回区民検討会議開催概要
- ・条例検討の進め方について(案)

1 事務局からの連絡

検討連絡会議の開催日程について、第13回検討連絡会議は4月8日(水)、第14回検討連絡会議は5月20日(水)に行われることとなった。【報告】

2 運営会等からの報告

清田委員の辞任について、事務局に事務処理を一任することとなった。【決定】

事務局から、清田委員に以下の内容の書面を送付したこと及びそれに対し「保留する」旨の返事が2月9日に届いたことが報告された。【報告】

- ・ 辞意を撤回する場合は、区民検討会議で、その旨を説明していただいた上で、みなさんの納得を得て、区民検討会議に出席する。
- ・ このまま辞任する場合は、その旨の書面を提出してほしい。

区民代表委員6名のうち、これまで運営委員でなかった井上委員・樋口委員・斎藤委員も、今後、運営委員として、運営会に出席することになった。【決定】

区民検討会議と議会との懇談会は、見送られることとなった。【報告】

前回会議で、会議体の名称としては、「(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議」から(仮称)を取り、「新宿区自治基本条例区民検討会議」とすることとなったが、条例の名称としては、依然として「(仮称)新宿区自治基本条例」と表記されることを確認した。【報告】

3 検討連絡会議の報告

検討連絡会議区民代表委員から、2月6日に行われた第12回検討連絡会議について、以下の内容が報告された。【報告】

- ・ 辻山座長の話があった。詳細は検討連絡会議の議事録を参照して欲しい。
- ・ 検討連絡会議の傍聴者に発言権はないが、会議の最後に座長が発言を許す機会を設けることがある。
- ・ 検討連絡会議を公開の会議とすることが改めて確認された。
- ・ 区(行政)の検討状況として、細かな点として3項目を話し合っている(区に地方分権、例えば、地区協議会の扱い、住民投票、区民の定義は基本構想における定義でよいか)。
- ・ 議会の検討状況として、条例制定の意義、分権をどうするか、議会の条例をどう作るかなどを話し合っている。
- ・ 検討連絡会議の議題については、区民検討会議の進行状況に合わせることとなった。
- ・ 3者間の連絡調整について、高野委員が窓口となって連絡調整を行うこととなった。
- ・ 自治基本条例制定に向けた今後のスケジュールが報告された。その内容を事務局が説明した。

4 牛山教授のミニレクチャー

条例検討の進め方について、牛山教授からミニレクチャーがあった。詳細は別紙のとおり。

5 条例に盛り込むべき事項について(全体討議)

項目の名称、項目の立て方など項目の仮決めについて、運営会案をもとに、以下の内容について全体討議が行われた。詳細は別紙のとおり。

- ・ 「運営会全体で合意した項目」について
- ・ 運営会で「項目を置くことに合意したが、項目名称については要検討」な項目について
- ・ 「その他、運営会で結論に至らず区民検討会議で議論するとされた項目等」について
- ・ 「追加すべき項目」について

全体討議によって、以下のとおり合意され、区民検討会議としての条例検討の項目が仮決めされた。

【決定】

運営会案で「運営会全体で合意した項目」に分類されていた項目については、すべて仮決めされた。

運営会案で「項目を置くこと合意したが、項目名称については要検討」に分類されていた項目については、すべて仮決めされ、項目名称等については、それぞれ以下のとおりとなった。

- ・ 「条例の基本的考え方」という項目の名称は、運営会案どおりとする。
- ・ 「住民(区民)の役割(責務、権利)」については、「住民(区民)の権利と責務」を項目名称とする。
- ・ 「外国人」については、そのまま項目名称としておくこととし、項目の内容を議論する際に表現を検討する。
- ・ 「条例制定後に進行管理する委員会」については、とりあえずの項目名称を「進行管理委員会」とし、項目の内容を議論する際に委員会の名称を検討する。

運営会案で「その他、運営会で結論に至らず区民検討会議で議論するとされた項目等」に分類されていた項目については、すべて仮決めされた。なお、項目名称については今後検討する。

「追加すべき項目」について議論した結果、運営会案に加え、「教育」が項目として仮決めされた。なお、当初の予定議事のうち「検討すべき項目の順序について」は検討未了である。

6 次回検討内容等について

第12回区民検討会議の検討内容は、運営会に一任されることとなった。【決定】

班編成を変えることを検討することとなった。【継続】

以上

第11回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	11回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	×
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	×
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	×
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			21

第10回区民検討会議(1月22日)の席上で委員辞任の意向が示されたが、第11回区民検討会議(2月9日)までに書面による辞任届は未提出。

牛山教授 ミニレクチャー

牛山教授 みなさん、お疲れ様です。資料9をご覧ください。タイトルは「条例検討の進め方について(案)」と書いていますが、進め方は、運営会での議論やみなさんの考え方に基づいて進むものでありますので、あくまで、今から話すことは進行のイメージとお考えください。また、これまでの作業において、今どこにいるのか、これからどうなるのかということを考えると同時に、他の自治体での条例の検討の進め方の実例を簡単にお話させていただきます。あくまで、検討の主体はみなさんなので、進め方は、今後みなさんで決めていくという前提になっています。

『1. 条例検討についての基本的考え方』ですが、ここで問題になるのは、みなさん自身が条例をどこまで作っていくのか、ということです。つまり、最終的に、みなさんで条文の一文一句まで作っていくのか、要綱レベルとどめるかということです。例えば、ある自治体の例では、条例文そのものの作成まで行いました。また、要綱案までで、条文の文言までは作らずに、「 条にはこんなことを書く」というやり方の自治体もあります。これらの選択については、みなさんで議論していくことになるでしょう。それらをふまえて、委員のみなさんが考えた事柄、盛り込むべき事柄を条文化していく、または、 条にこんなことを書く、という形を最終的にはまとめていく方向かと思っています。

『2. 条例検討の進め方』ですが、行政のしくみや住民の関わり方、みなさんの合意形成の仕方などを決めるのは、どの自治体でも時間がかかっていることです。新宿区では検討連絡会議が、事前に設定されていたので、それへの対応に余計に時間がかかってしまった部分もあります。それらが、まとまってきましたので、いよいよ中身に入っていきます。

(1)については、今までみなさんがワークショップなどを通じて、みなさんが条例に盛り込みたい内容をどんどん意見を出し、集約してきました。また、次の段階については、大項目を大括りで出してきました。例えば、他の自治体の例でいえば、“行政運営”や“区民の権利や責務”といった大括りの部分が確定してきたのではないのでしょうか。それを、運営会で整理したものを、みなさんで議論し、大枠を決定していく、ということになります。みなさんが思っている事柄が、「どこに入るのか」「漏れているので後で加えて欲しい」といったことは、当然あると思います。大枠が大体決まったところで、最後に全体を振り返ることがあると思うので、今の段階では、あまり断定的に細かく考えなくても良いのではないかと思います。(2)の段階は、大括りで大事な部分を項目確定していく段階です。今日は、まさにこの段階ですね。更に大項目が決まってくると、実際に小項目として、どんなものを入れるのか、ということが出てきます。“ (5) 章立てと条文イメージの共有 ”に繋がることであり、項目が「 条には、これを書く」や「 章として、こういったことを置く」といったことが、大項目の中身を精査していく中で、整理されてくるのではないのでしょうか。(3)は、みなさんの中で、項目ごとに全てみなさんで一斉に作業するのか、課題別の作業チームのようなものを作るのか、などの課題もあります。みなさんそれぞれが「この項目

は自分が検討したい」ということなどがあるでしょうから、その場合、分科会を作ると、不満ができるかもしれませんし、分科会によって人数の差が出てくるかもしれません。様々な点を考慮して、大項目に盛り込むべき内容の検討とその内容についての討論精査をグループワークやワークショップ、全体会などで、行ったり来たりをしながら、少しずつやっていくことになるでしょう。その上で、(5)の章立てと条文イメージが固まってきて、「 条は・・・である」という中身を決めるとともに、条文まで検討するのかどうかは、また検討連絡会議や全体会での決定によることになるでしょう。

この辺まできて、条文を作っていくと仮定しますと、私が先ほど確認したことですが、行政はパブリックコメントをかける前に、法制審査をかけます。つまり、その条文に違法性がないか、法令や他の条例との齟齬がないか、また、文章の等々について、審査を行います。そこで、実際の行政の審査とみなさんの意識や考え方について、いろんな議論が出て行きます。それは、検討連絡会議、法制審査、全体会の調整が入ってくるでしょう。そして、最後に、みなさんから、思いついたことや気づいたこと、いろんな意見が出てきて追加項目の検討があるかもしれません。これらを含めて、予定ですが10月頃に、まとめになるでしょう。このような作業イメージである、ということを私の方で考えてみたところです。『3. 進め方についての留意事項』は、いろんな意見がいろんな項目に出てくるでしょう。今までの取り組みを見てくると、「合意形成をどうするのか」ということを常に考えて欲しいです。ご自身の意見は意見として、それに対立する意見があった場合、「どこが対立してどこが歩み寄れるのか」を考えなければ、議論はいつまでたっても平行線のままであること。また、基本は、区民として、また、みなさんが区民として生活していく上で、「どんな条例の内容、条文が良いのか」ということを、最終的なみなさんの意志一致のゴールとして考えることが大切です。もちろん、これは「意見を曲げろ」と言っているのではなく、みなさんの中で、合意形成をどうするのかという努力を、基本に考えてほしいし、そうすれば新しい知恵も出てくるのではないのでしょうか。

これまでの作業や進んできたこと、これからの作業についての議論について、お話しさせて頂きました。しかし、最初にも話しましたが、今後の進め方、議論は運営会や全体会の中で決められていくのは当然のことだということを、再度付け加えさせて頂きます。

私からは、以上です。

全体討議

ファシリテーター ありがとうございます。では、全体討議に入りたいと思います。

では、資料3をご覧ください。

(1)は運営会全体で合意した項目です。資料6も参考に見て下さい。資料6は、今まで4班に分かれて検討してきた項目を横に並べたものです。網掛けをしている部分は、運営会で4つの班全てで共通していると、運営会で合意された項目です。(2)は項目を置くことに合意したが項目名称については要検討という案です。(3)は、いろんな意見があり、運営会では結論には至らなかったため、区民検討会議で議論をしたいという項目です。

今から(1)から(3)の順番で、話を進めていきたいと思います。また、追加したい項目が出てくると思うが、(3)が終わったら、ご意見をいただきたい。その後、項目がいろいろ出たが、項目の並ぶ順序の検討もしていただきたい。また、今、説明した資料3を色分けしたものが資料7となっている。黄色・緑色・オレンジ色で色分けしている。黄色が(1)で4つの班で共通していると運営会で合意した項目、緑色が(2)で項目を置くことに合意したが項目名称については要検討。オレンジが(3)でいろんな意見があったので区民検討会議で検討した項目になっています。

早速ですが(1)から検討していきます。黄色のところです。これは、内容ではなく、この項目を置こう、ということなので、このことを頭に入れて議論して下さい。今から、黄色の項目を読み上げます。

「0前文」

「3行政の役割と責務」

「5情報の共有」こちらは、管理や公開とありましたが、共有と言うことで合意した。

「6議会の役割と責務」

「7条例の位置づけ」は削除するというのを合意した。位置づけを削除して、「1条例の基本的考え方」に盛り込むことになった。

「12安全安心」は、区民の望むことのアンケートで高い結果が出たので、項目に入れようということになった。

「15環境」は、安全安心と環境を一緒にしているところもあったが、安全安心と環境は範囲が違う部分もあるので、項目として立てようということになった。

「16平和・人権」は、憲章や宣言などが新宿区にあるので、項目を立てることになった。

「17国・他自治体との連携」は、基礎的な自治体としての新宿区の今後を検討するということで、項目を立てた。

「18改正手続き」は、この条例についての改正の手続きをしようということで、項目を立てることになった。

以上について、ご意見がある委員はいらっしゃいますか。

委員 各班に「教育」というキーワードがあり、将来に向けて重要と思うので、どういう風な項目の

立て方があるのか、牛山先生のアドバイスを聞きたい。

ファシリテーター 今、新しい項目について検討しようということですが、それは後で検討したいと思います。(1)のことで、ご意見をいただきたい。

委員 「15環境」は大事なことは理解できるが、なぜ環境だけがあがっているのか。食育や教育も大事ではないか。なぜ、運営会で、なぜ環境だけがあがったのか、聞きたい。

ファシリテーター 抜いたと言うことではなく、ただ出ていなかったのでも検討していません。

委員 (1)の運営会全体で合意されたことということは、最終的な調整であると私は理解している。運営会で、その議論や話題になったのか、聞きたい。

高野委員 環境という問題があげられて、以前から出ていた教育や食の問題については、そこまで煮詰めておらず、環境についてが、まず、突出していたので、項目を作ったということですが。例えば、環境という項目を作って、また他の項目をどんどん作っていく方が良いのか、あるいは、一つ括りをするために、環境という言葉を変えて、違う項目立てにするのか、そこに理念などを入れる考え方もあります。これは、私の提案です。

委員 それは、私も十分理解している上での部分です。

委員 10番(外国人)は緑色になっているが、黄色にしても良いと思う。新宿区の大きな特色があるので。

ファシリテーター 外国人ですよ。このままでも良いのではないかという意見も運営会では、ありましたが、どのように扱ったらよいのかという問題もあったので、名称については、後でまたご意見を下さい。

委員 今までは、深く検討して入れたという理解はない。とりあえず、思いついたので、入れてみた、という感じである。これを深く検討しようではないか、ということであったと理解している。例えば、黄色の項目は、決まったのだから、絶対に項目として入れなくては行けないということなのか。そうでは、ないでしょうか。「必要ないのではないか」という意見も良いのですよね。

ファシリテーター どうぞ。

委員 では、言います。「安全安心」は大項目として、要らない。最も重要であることは理解しているが、だからこそ、憲法を始め法体制の中に組み入れられている。我々は新宿区民であり、東京都民であり、日本の国民である。法律、都条例、区条例においても、既に安全安心は入っている。今、自治基本条例に入れなければならないのか。他の法令に任せて、自治基本条例では、「自治の基本」ということにもっと焦点を絞れば良いのではないか。

委員 安全安心については、既に他の法令に入っているのでも必要ないという意見があったが、私は逆である。新宿区には既に126の条例があるそうだ。条例を根拠にして、行政は実施している。しかし、新宿区の安全安心条例が全てを網羅しているかという、そうではない。防犯と災害対策を根拠としている。

安全安心はとても奥深いと思う。区民が生活していく上で、全てに関わることである。安全安心条例は大きく捉えるべきだと思う。また、既にあるから要らない、というのなら、敢えて

自治基本条例はそもそも必要なのか、という議論もされるべきであると思う。

委員 大項目に関しては、あくまで現時点の仮決めの段階であり、どんどん変化していくということで、進めていくべきでは、と考えている。今は、要る、要らないという話ではない。中身が議論されないと、新宿区の特色が理解されないの、要るのか要らないのかわからない。

の「住民の役割」は責務と権利の両方が書いてある。自治の最も重要な基本は、権利と責務と夜警都市と言われるように、安全も大事だと思う。中身を見ると、項目がわからない。権利などについては、もっと意見が出てくるのではないかと。要するに、議論は出尽くしてないし、まだ思いついて言ったような段階なので、まずは枠を決めて、中身を詰めて、また、中身に基づいて、構築し直すものと、理解している。

委員 大項目に「安全安心」は要らないと思う。もっと、大きな問題が我々の生活にあるので、個別に、各レベルでやるべきである。安全安心は大事であるが、大項目からは要らないと思う。

また、住民の権利が一番大事だと思う。権利が住民にとって基本である。前文も含めて、大項目で触れることは欠かせないと思う。

ファシリテーター 後半の話は(2)のことですね。

委員 今、入ろうとしている議論は、今のような議論で良いのか。それとも、どういう風に進めていくのか、どちらなのか。

牛山教授 大項目についてですが、これは、みなさんが、何度も集まってワークショップで意見を出され、それを各班で議論し、運営会が整理したものですよね。ワークショップで、ずっと作業してきたもので、「こんなことが入る項目を作った方が良いのではないか」ということで、出てきたものを、運営会で、みなさんの意見を尊重してまとめた、と私は横で見えていました。それでも、「これは入れた方が良い」「これは取った方が良い」という意見はあるだろう。例えば、先ほど出た「教育」は、まず、区が行っている事務を全て並べるのか、それとも、新宿区の特色として、大項目として入れた方が良いのか考えねばなりません。例えば、大和市では、厚木基地があるので「基地」という項目を入れている。しかし、基地騒音の問題としたら、他の自治体は「環境」に入れるかもしれない。色んなやりとりがみなさんの議論を踏まえた上であるだろう。例えば、「安全安心」は項目を立てずに、「区民の権利」に吸収してしまう、とか、「教育」ならば、新宿区は教育自治体であることを強調してし、全面に出したいというのが、みなさんの意見ならば、それは「教育」という項目を立てれば良い。そのために、みなさんが今までのワークショップで議論したものを整理し、これらを眺めて議論していくうちに、まとまりが出てくるだろう。議論は行ったり来たりすれば良いのだから、どんどん意見を出すことが良いのではないかと。今は、(1)の項目については、どんどん、意見を出すのがよいと、私は考えています。

委員 大項目4番に「住民参加の仕組み」とあるが、これはオレンジではなく黄色になるべきではないか。オレンジ色は項目名称が決まっていないものということなので、“区政への住民参加と協働”にして、黄色にした方が良いのではないかと。

また、5番の「情報の共有」も黄色になっているが、立場によって、違ってくると思う。住民

の立場では、住民参加の前提となる。この4と5をまとめて考えて良いのではないか。5を4の一手段としても良いのでは。

ファシリテーター 今、オレンジの部分と言って、後半は黄色の部分でよろしいですか。

委員 4番は“区政への住民参加と協働”という名称にして、黄色にしては良いのではないか、という意見である。5番の「情報の共有」は大項目で残しても良いが、4番の“区政への住民参加と協働”が成立するためには、大前提になる。その兼ね合いはこれから議論して行けば良い。

ファシリテーター 黄色の部分に絞って、話を進めて行きたいと思いますので、黄色の部分のご意見を下さい。

委員 12番の「安全安心」の意見が分かれている。私は要ると思う。私たちが行った住民のアンケート調査で、トップに住民の安全安心が出てきた。また、区のアンケートでも、トップの高齢者の次に、安全安心が出てきた。住民の関心は高く、このような背景から、安全安心は大項目に必要である。しかし、内容をどうするかはまた議論が必要である。

委員 安全安心や環境と基本自治をどう繋げたら良いのか、迷う。“アメニティ”という言葉があるが、安全安心、環境、高齢者は“アメニティ”という概念に入ると思う。「安全安心」とするかは、別にして、住民の関心が高いので入れてはどうかと思う。

委員 先ほどの補足をします。安全安心は、地域、建物、人の問題がある。安全安心の重みと深さをもう少し考えるべきである。安全安心の根拠を自治基本条例に作りたい。そこから126の関係する条例が引っ張ってくれば良いという発想がある。

委員 安全安心は議論する必要ではなく、みんな大事なことであるとわかっている。我々は、今、自治の基本を決めようとしている。自治の基本は何かというと、自治を行う主体である。つまり、住民、議会、行政である。この定義を述べる。それらを、どうやって運営するのか、という自治の運営の基本を決める。これが、骨子であると理解している。安全安心を今更ここで、「前からあるから要らない」というレベルの話をしているのではない。

先ほど、126の条例があると言っていたが、実際は220いくつ条例がある。資料は正確にしていきたい。

委員 項目で出すと「安全安心」だが、子育て、高齢者などを全部「安全安心」に入れなければならないということになると、そんなに大きな「安全安心」という項目は必要だろうか、という意見に持って行かず、その項目を残したまま、どうやって「安全安心」をどこかの項目に埋め込むか、という考え方が良いのではないか。なぜなら、全般的に安全安心は必要であるのだから。「入れる入れない」という話やそれぞれの項目を出すことより、今はとりあえず仮置きにしませんか。その中にどうやって、それらの項目を入れていくのか、という話に切り替えて欲しい。どうでしょうか。

委員 結論はとりあえず、これは置いておくということで良いのですか。

委員 どっちが良いかは声が大きい人が勝つに決まっている。

委員 それを言うてはいけないのではないか。

委員 失礼いたしました。いま「この項目を入れる入れない」という話は、一旦置き、いろんな話をした後に「やっぱり要る」と思ったら、言って欲しい。また「要らない」と思ったら言って欲しい。

委員 自治基本条例の中で「安全安心」は座りが悪いと思う。必要なことは分かるし、“安全安心基本条例”があっても、良いくらいである。今は、仮置きにして、また戻って議論をすれば良いのではないか。

委員 全ての話で、安全安心が必要であるのは、もっともである。前文の中に、“将来にわたって、安全に安心して暮らせる新宿”という方向性があっても良いのではないか。それも含めて、また検討し直すと言うことで、お願いします。

ファシリテーター とりあえず、仮に置いておくということで良いのですか。

委員 はい、それで賛成です。

委員 私はとりあえず仮に置いておくというのではなく、何人が賛成者がいたら、議論に乗せるべきだと思う。項目だけを書いていた時点では、新宿区の特色や特徴は出ない。具体的に各項目に入り、内容を議論する過程で、本当の新宿区の特色が出てくる。まず、おおよその枠ができ、賛成者がいるなら、どんどん意見を言って良いと思う。

ファシリテーター 今日の目標はこの運営会の案をたたき、全体の項目に何を置くか、といことの仮決めをしたい。「安全安心」の話をするのは、とても貴重であるが、全体の大枠の仮決めをして欲しい。細かい部分に入らず、おおまかなことをこの区民検討会議で決めて欲しい。細かい部分は今後検討していく機会がありますので。。

委員 ありがとうございます。是非そうしていただきたい。先ほど、新宿区には200余の条例があるという話があった。私は126あると言った。なぜなら、新宿区民の安全安心の推進に関する条例というものがある。新宿区の平成20年度版の例規集を調べました。

委員 今、林さんが言った「とりあえず置く」ということならば、今反対がないならば、このまま進めて良いのではないか。それよりも、一歩進んだ議論をするべき時になったと思うので、そこを話しても良いのではないか。また、ざっと見て「これで問題ありますか」と聞いてはどうか。おおよそ、問題はないが、意見がある場合は細かいところで話をしてはどうか。

もう一つ、「何のために自治基本条例を作るのか」ということを一度きちんと議論しないといけないのではないのでしょうか。そこから入るよりかは、いろんな項目を出し、イメージを持ってから、そのような議論をするべきではなかったと思うので、これまではしませんでした。随分話してきましたので、どこかでした方が良くと思う。先ほどの委員は、この条例は、自治の仕組みを作るための条例なんだ、ということでした。しかし、別の方は、「私たちの生活をどうしていくのか」がこの条例の基本という考えをお持ちで、だから、「安全安心」とか「教育」なのだと思います。立ち位置が委員によって違っているような気がしますので、そろそろ、そういう時間を作る時期なのではないかと思う。

ファシリテーター 次回以降の検討内容に関わってくるのではないかと思います。私たちもどこかでそういった機会を設けないといけないと考えています。

進め方ですが、今提案があったように、(1)の運営会で合意した項目についてご意見いただき、その後、(2)の項目名称に進みたい。

委員 項目17番の他機関との連携は、国・他自治体以外での連携は今後検討するのか。

ファシリテーター ある班から“他機関との連携”という言葉が出てきた。その“他機関”とは何かとその班の運営委員に聞いたときに、国や他自治体であるということだったので、名前を変えて、ここに置きました。

委員 私が班の議論に参加していた時には、NPO や企業との連携という話があった。そういうことは書かなくて良いのか。

ファシリテーター 運営会では、そのような話が出てこなかった。「国・他自治体との連携」を置くことは良いですか。

委員 良いです。それ以外での他機関との連携がどうなるのか疑問であった。

高野委員 いろんな機関との連携をここに入れないとまずいのではという指摘であり、まさにこれからの検討課題です。

牛山教授 他機関、特に NPO との連携について考える場合、“何が”ということが重要である。“行政機関が”NPO と連携する、“議会が”NPO と連携する、また、NPO 同士や、区民と連携することもある。NPO 等と連携するという項目を入れるのは良いが、条例の書きぶりとしては“誰が”ということがある。例えば、“新宿区が”といった場合は、区の行政なのか、議会なのか、区民なのか、が考えられる。そういった場合は、この項目ではなく、区民のネットワークや区行政がどうするという項目、議会がどうするという項目など、バラバラに入っていきのかな、と考えられる。

委員 自治基本条例を何のためにつくるのかが、大項目であり、今話をしている、連携や安全安心ということは小分類なのではないか。基本構想やまちづくり構想の将来像があるのだから、それをどう運営するのが、自治基本条例のあり方なのではないか。行ったり来たりしているような気がする。

牛山教授 私の説明が不十分だった点があるので、お話をさせていただきます。みなさんの全体の意見に対する感想です。みなさんには、いろいろと盛り込みたい事柄があると思う。それを、ワークショップで積み上げ、それを大括りにする大項目が並んできている。大項目の中身はもう一度資料4を見れば、ワークショップで何を考えたかわかる。この条例の目的は大項目にはあがってきているが、内容がまだ確定しておらず、条例で「こんなことをやりたい」、つまり、「自治基本条例は何のためにあるのか」という部分は、みなさんは敢えてまだ決めつけていないのではないですか。例えば、「議会や行政の役割などを置いておけば良い」という話もあるでしょう。しかし、みなさんのワークショップではそういったことだけではなく、「治安が悪いから安心安全を出したい」「外国人問題が多いから入れたい」という総論部分以外のことも入れたいという項目が出てきた。それが、ここに並んでいる。そういったことを、運営会では踏まえて、このような項目を出して並べている。今日は、みなさんは並んでいる項目を見て、もう一度、全体の目を通して、これを決定し、不足があれば、新しい項目に入れていく、

という流れではなかったか。運営会でもこのような進め方をしよう、という提案をしている。大項目について大括りを話すのではないか。ある程度の固まりが出てくれば、具体的な話に入り、行ったり来たりすれば良いのではないか。まずは、みなさん意見をどんどん出して、出尽くさないとまとめられないのではないか。そのような視点で項目を見て欲しい。

委員 そうならば、ここに出ているものを全て残して、内容に入った方が良くはないか。詰めていかないと、前に進まないのではないか。

委員 話の詰め方ですが、議論を煮詰めてこなかったように思う。行ったり来たりでも良いので、どんどん意見を言って、これから一生懸命議論をして、時間をかければ良いのではないか。

ファシリテーター 今後個別にやっていくというご提案ですよ。

委員 時間がないという話ではなく、時間をかけて議論をすれば良いと思っている。

委員 今は(1)をやっているのですよね。今まで議論していたが、「これは入れた方が良くはないか」というものもこの場で議論するということでよいのか。項目の仮決めの中で、「漏れているのではないか」という提案はいいのですよね。では、「教育」は各班全てにキーワードとして入っている。よって、大項目にするのか、キーワードとしてどこかに入れるのか、という議論はして欲しい。

ファシリテーター とりあえず、みなさん(1)に分類されている項目は全て置いておく、ということよろしいですか。

はい、よろしいですね。

追加の項目の時間は別に取りますので、(2)に進んでよいですか。

はい。

では(2)の項目を置くことに合意したが項目の名称については、みなさんに諮りたいものです。

の「条例の基本的考え方」については、「総則」にしてはどうかという意見があった。この言葉づかいをどうするか。

の「住民(区民)の役割」については、「区民の責務」とか「区民の権利と責務」と表するのはどうかという意見があった。そこをどうするか。

は、「外国人」について項目の名称の言い回しをどうするのか、という意見があった。

の「条例制定後に進行管理する委員会」は項目として置くことは合意しているが、項目名称は考えた方が良くないという意見があった。これから項目にしていく中で決まってくるかもしれないが、とりあえずの名称を考えようということになった。

今から、この4つについて話し合ってください。

委員 (2)は新しい項目を設けないという前提で議論をしているのですか。先ほどの部分はどこでやるのですか。

ファシリテーター 資料3の(3)まで終了したらやります。

委員 の「条例の基本的考え方」について意見を言います。私から提出した『新宿区自治基本条例の構成の一私案』を見てもらえますか。

第1章の総則ですが、(目的)の次に(定義)があり、(自治の基本理念)がある。その自治にも(1)住民自治と(2)団体自治がある。一番、私が大事だと思う(基本原則)を入れるべきだと思う。それは、先ほど出た(1)情報の共有(2)区民参加の原則(3)協働の原則(4)多様性の尊重の原則、これらを含めて(基本原則)としたい。そして、自治基本条例なので(最高規範性)や(組織)がある。ここは、総則として、自治基本条例の大本になる部分である。定義を始めとして、基本的な項目を入れ込んではどうか。

ファシリテーター 「総則」という名称で良いのですか。

委員 「総則」という名称が良い。加えて、こうした内容も考えてはどうかということです。

委員 条文的な発想ならば、「総則」が良いとは思いますが、わかりやすくすることから、「条例の基本的な考え方」とした方が良いのではないかと。理念や目的、条例の位置づけや言葉の説明などの定義をしていくのならば、「条例の基本的な考え方」が良いと思う。

委員 名称については、どちらでも良い。むしろ、内容や順序である。条例の基本的な考え方をきっちり入れるべきだと思う。

ファシリテーター 片側の委員からの発言が多いので、こちら側の委員のみなさんはどうですか。

委員 今までワークショップを積み上げてきたものを羅列しただけであり、次の段階であると、先ほどから説明している。発言するまでもない。だから、私は黙っている。先に進みたい。また、わかりやすく、というのは、一番始めから出ていたことである。「基本的な考え方」が良いのではないかと。「これでいいですか」と聞いていけば、もっとスムーズにいくのではないかと。難しく考えずに、ざっくばらんにやりたい。条文の細かい部分については、次の段階でやるとさっき説明が出たばかりではないかと。

ファシリテーター では、他の(2)についてご意見ある方いますか。

委員 意味する内容が大きく変わるのではなければ、とりあえずの名称は何でも良い。の「役割」を「責務」や「権利」にすると内容は変わってくるので、両方の意味を含めるだろうということで、「役割」にするのが良いのではないかと。「条例制定後に管理進行する委員会」では、長すぎるので、「進行管理委員会」にすれば呼びやすいのではないかと。

委員 の「住民(区民)の役割」ですが、この項目名称についてですが、(1)に分類されていた行政を「行政の役割と責務」とするなら、「住民の権利と責務」にするなどして、行政と区民と議会に関連性を持たせれば良いのでは。

ファシリテーター 今のご意見は「住民の権利と責務」で良いですか。

委員 はい。

牛山教授 今のご意見はもっともだと思うが、仮置きで良いと思う。なぜなら、かなり議論になると思う。他の自治体で「住民の権利」を置くことは、行政が嫌がった。後で、細かい議論になるだろうから、仮に置いておくということで、後で議論する。この固まりを置くことに関してはみなさん、ご意見がないですね。

委員 行政が嫌がるなら、余計に入れましょう。

ファシリテーター 他にご意見がなければ、(3)の運営会では結論には至らず区民検討会議で議

論をしたいという項目に移りたい。

事務局 (2)はどのように決まったのですか。

委員 の「外国人」という項目名称の言い方は、自分が言われる立場と考えると、あまり良い感じがしない。資料を見ると、「国際化」などが出ている。もう少し、お互い良い知恵を出し合っては良いのでは、ないかと思う。

ファシリテーター 今、提案があったように、これから外国人という表現を仮に使っていくとしても、他のアイデアはないでしょうか。

委員 「国際性」が良いと思う。その中で、外国人の権利と責任という議論もしていくのだろう。しかし、“性”と付くことが、項目の名前として適当なのかは多少疑問はあるのですが。

委員 外国人は日本人とどう違うのかというと国籍法と関わってくる。そもそも、なぜ、外国人についての話になったのかと言うと、ある地域で外国人のゴミ出しのルールについてであった。自治の基本の中に織り込むべき外国人という概念では、外国人を区別する必要はないのではないか。地方自治法の中に外国人も含むことになっているのだから、区別する必要はない。

委員 外国人は市民である。その言葉から定義していけば、今ここにいるのならば市民である。国際化によってここにいる人たち、のようなニュアンスが良いのではという考え方もある。

委員 外国人居住者に対して、渋谷区がアンケートを取っている。働きにきている外国人の最大の関心事は日本語学習である。こういうことから、外国人、日本人、区別することなく考えたい。

牛山教授 「外国人」にするか「国際化」とするか「多文化共生」とするかは、言葉の問題である。また、今は中身の問題も議論になっているようである。私がグループワークを見ていると、みなさんの議論では、新宿区区民にとって、この件は条例の中になんか位置づけたいという意見が多かったのではないかと。名称・内容の問題はともかく置いておいて、議論することによって良いか悪いかで、よいのではないかと。

ファシリテーター この項目を置かない方が良いという方はいますか。

では、とりあえず置いておいて、検討するというところでよろしいでしょうか。

では、(2)につきまして、確認します。

の「条例の基本的考え方」については、とりあえず、これで良いという意見をいただいています。

については、「住民(区民)の権利と責務」という提案があったので、これにしておくことにします。

の「外国人」は、このままにしておき、この項目を考える時に名称も考えていく。

の「条例制定後に進行管理する委員会」については、「進行管理委員会」と仮の名称にして、具体的に項目を考えていくときに、名称も考えるということで、よろしいでしょうか。

次の(3)に進みたいのですが、時間が8時50分です。次回に検討するというところでよろ

しいですか

委員 次回出られないので、今日検討してもらいたい。

ファシリテーター ご意見があれば、伺います。

委員 私は(3)まで、やりたいという希望です。

ファシリテーター みなさんのご意見は。

委員 9時で終わりたい。

ファシリテーター 9時で終わりたいという意見もあるが。

委員 (3)は、区民検討会議で議論をする、ということが確認できれば良いのですよね。だから、確認すれば良いのではないか。

ファシリテーター (3)は、運営会で検討した時に、区民検討会議で検討したいということなので、それを確認するということが良いですか。

委員 話し合いたくないという人がいれば、ここで意見を言ってもらえば良い。

ファシリテーター では、(3)の中で、外したい番号はありますか。

無ければ、とりあえず項目としては置いて、項目の名称についてはまた検討するということが良いですか。

高野委員 そうすると、資料7の項目の色が変わりますね。

ファシリテーター 資料7の項目全てが黄色になりました。

また、追加の件ですが、資料7に出てきている 18 項目があるが、これ以外に追加して検討したい項目はありますか。

委員 「教育」を入れたい。

ファシリテーター 他にありますか。では、追加の項目があったら、その都度検討していきます。今回は「教育」を追加したいという意見に対して、意見はありますか。

(拍手)

ありがとうございます。では、「教育」も今後検討していく項目となりました。

今後検討していく項目の仮決めが終わりました。次回会議で何を検討するかどうかは、運営会に一任するということが良いですか。それを、開催通知で連絡することで良いですか。

(拍手)

では、その方法でいきます。

確認をします。次回の検討内容は運営会に一任しました。

また、次回から班編成を一度変えたいのだが、どうでしょうか。今までの班が良いという意見がなければ、変えたいと思います。次回からテーマも変わり、また、検討連絡会議の代表委員の方も運営会に入ることになり、班の運営委員の人数バランスが変わります。現在の班決めでは、運営委員の人数のバランスを考えていますので、ここで班替えをしたいのですが、よろしいですか。

高野委員 変えた方が良いですか。今のままの現状維持が良いですか。

委員 全員でワークショップでも良いのではないか。他の班の意見が全く伝わらない。資料を見ると、非常に多くの意見が出ている。だから、全員でやる案もあると思うが。

ファシリテーター 参考にさせていただきます。事務連絡をお願いします。

事務局 お疲れ様でした。今回は、2月26日の木曜日の開催です。場所は研修室となります。開催通知でご案内します。

委員 区役所の方にはお願いですが、毎回マイクの音が入らないので、いい加減にして欲しい。区民が集まって、意見を言っているのだから、マイクのチェックをして、きちんとして欲しい。よろしくお願いします。

ファシリテーター 閉会の言葉を高野委員、お願いいたします。

高野委員 みなさんのご協力のおかげで、予定通り進めることができました。今日はファシリテーターが遠慮しながらやっていたので、次回からは少しきつくスムーズに終わるようお願いしたい。ありがとうございました。